

平成24年3月〇日

国土交通省

平成24年度自動車アセスメントの実施要領に関する意見募集

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構とともに、自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントを実施しております。その実施にあたっては、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第440号）に基づき、評価項目や試験方法等について定めた自動車安全性能評価実施要領をあらかじめ作成することとされています。このため、平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について、広く国民の皆様からご意見を頂きたく、以下の募集要領によりご意見を募集します。

<募集要項>

1. 意見募集対象

平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について【別添】

2. 意見送付要領

氏名、住所、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号及び電子メールアドレスを別紙に明記の上、以下のいずれかの方法により送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

FAX番号：03-5253-1640

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

(2) 電子メールの場合

メールアドレス：g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

郵送での御意見の送付の場合は意見提出様式例をご参照ください。

3. 意見募集期限

平成24年3月〇日～平成24年4月〇日

4. 注意事項

- ・ご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。
- ・ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開されることがあることをご承知おき下さい。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名または団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見) (理由)

平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について

※ 下線部分については、平成24年度から新たに開始等する事項

I. 自動車の安全性能試験について

1. 対象車種について

対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行います。

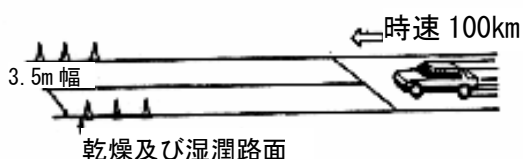
- (1) 乗車定員9人以下の乗用車と車両総重量が2.8t以下の貨物車を対象とします。
- (2) 平成23年5月末時点又は10月末時点に新車として販売されている自動車から選定します。
- (3) 直近1年間の販売実績等を勘案して選定します。
- (4) 自動車製作者等から申し出があった自動車を試験自動車として選定することができます。

2. 自動車安全性能比較試験等の項目について

試験項目は、「ブレーキ性能試験」、「フルラップ前面衝突試験」、「オフセット前面衝突試験」、「オフセット前面衝突試験における後席乗員保護性能評価」、「側面衝突試験」、「後面衝突頸部保護性能試験」、「歩行者頭部保護性能試験」、「歩行者脚部保護性能試験」、「後席シートベルトの使用性評価」及び「シートベルトリマインダーの評価(運転席以外の座席を対象)」を予定しています。

(1) ブレーキ性能試験 (平成7年度より実施)

乾燥した路面、濡れた路面のそれぞれにおいて、試験車を時速100kmからブレーキペダルを素早く踏み込んで停止させる試験。



(2) 衝突安全性能試験

① フルラップ前面衝突試験 (平成7年度より実施)

運転者席及び助手席にダミーを搭載した自動車を時速55 kmでコンクリートのバリア前面に垂直方向に正面衝突させる試験。あわせて、電気自動車及び電気ハイブリッド自動車(動力系の作動電圧が、交流30V又は直流60V未満の自動車を除く。)(以下、「電気自動車等」という。)については、感電保護性能評価を実施します。

(参考)

フルラップ前面衝突試験は、ダミーに与える衝撃が大きいため、シートベルト、エアバッグ等の乗員拘束装置及び車体の衝撃吸収性能の評価に適しています。



②オフセット前面衝突試験（平成12年度より実施）

運転席と助手席側の後席にダミーを搭載した自動車の運転席側の一部（車幅の40%）を時速64kmでアルミハニカム（衝撃吸収材）のバリア前面に垂直方向に正面衝突させる試験。あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

オフセット前面衝突試験は、車両の一部で衝撃を受けるため、車体変形が大きく、乗員の生存空間等の評価に適しています。

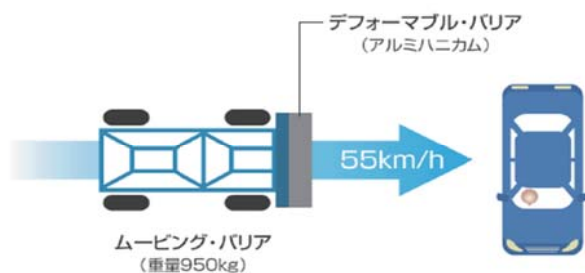


③側面衝突試験（平成11年度より実施）

運転席にダミーを搭載した静止状態の自動車の運転席側に台車を時速55kmで衝突させる試験。あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

側面衝突は、前面衝突に次いで傷害程度の大きな衝突形態です。



④後面衝突頸部保護性能試験（平成21年度より実施）

ダミーを搭載した自動車用シート（運転席又は助手席）を台車に乗せ、その台車を瞬間的に時速20kmとなるように打ち出し、自動車の後面衝突時と同様の衝撃を発生させる試験。

（参考）

後面衝突（追突）事故が発生した際、被追突車の乗員の受傷形態で最も多い頸部傷害を低減させることを目的として実施するものです。

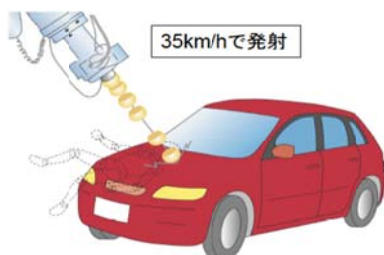


(3) 歩行者頭部保護性能試験（平成15年度より実施）

子供と大人の頭部を模擬したダミー（頭部インパクト）を衝撃装置により自動車のボンネット等に時速35kmで衝突させる試験。

（参考）

歩行者頭部保護性能試験は、歩行者の交通死亡事故については頭部傷害の要因が大きいことから、自動車が歩行者に衝突した際の頭部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護対策の促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速44kmで衝突した形態を想定しています。



(4) 歩行者脚部保護性能試験（平成23年度より実施）

歩行者（成人男性）の脚部を模擬したダミー（下部脚部インパクト（FLEX-PLI））を衝撃装置により自動車の前面に時速40kmで衝突させる試験。



（参考）

歩行者脚部保護性能試験は、歩行者の交通重傷事故においては脚部傷害の要因が大きいことから、自動車が歩行者に衝突した際の脚部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護対策の促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速40kmで衝突した形態を想定しています。なお、「道路運送車両の保安基準」の改正により、歩行者脚部保護基準が平成25年4月から順次適用予定であり、自動車アセスメントにおいて先行して評価を開始するものです。



↑

(5) シートベルトリマインダーの評価（平成21年度より実施。ただし、レベル別評価を平成23年度より開始）

運転者以外の乗員がシートベルトを装着していない時に、その旨を運転者等に知らせる装置の装備状況や作動要件を評価。

（参考）

シートベルトリマインダーの装備状況の評価は、運転者以外の乗員のシートベルトの着用率の向上を図り、死傷者の低減を図ることを目的としています。



(6) 後席シートベルトの使用性評価（平成 21 年度より実施）

後席に乗車した乗員が、シートベルトを容易に装着することができるかを、「シートベルトへのアクセス性」、「バックルへのタングの挿入性」、「バックルの識別性」及び「シートベルト装着時の快適性」の 4 項目で評価。

（参考）

平成20年6月施行の改正道路交通法により、後席シートベルトの着用が義務づけられたことから、前席並の使用性を確保することで、後席のシートベルトの着用率を向上させることを目的としています。



ス性



適性

3. 評価の公表内容について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホームページ等を用い広く公表します。

(1) ブレーキ性能試験

乾燥路面（路面温度条件 $35.0 \pm 10.0^{\circ}\text{C}$ ）及び湿潤路面（路面温度条件 $27.0 \pm 5.0^{\circ}\text{C}$ ）における停止距離を測定し、並びに幅3.5mの車線からはみ出しの有無も確認します。

(2) 乗員保護性能試験

①フルラップ前面衝突試験及びオフセット前面衝突試験

ア. ダミー各部位の傷害値等と、車体の変形量を計測して評価します。

（ダミーの傷害値等）

頭 部：頭部傷害値（HIC：Head Injury Criterion）

頸 部：引張荷重、せん断荷重、伸張モーメント

胸 部：胸部傷害値^{※1}、胸部変位

腹 部：シートベルトによる骨盤の拘束状態の良否（腰ベルトの骨盤からのずり上がりで判定）^{※2}

下肢部：大腿部荷重、脛骨指数^{※1}

^{※1} オフセット前面衝突試験の後部座席を除く

^{※2} オフセット前面衝突試験の後部座席のみ

（車体変形量）

ハンドルの上方・後方への変位量／ブレーキペダルの上方・後方への変位量

イ. 計測結果は、運転者席及び助手席並びに後席毎に、ダミー傷害値及び車体変形量の計測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、それを合計して総合点を算出し、5段階で評価します。

さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性及び衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車等については、感電保護性能についても評価します。

②側面衝突試験

ア. ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。

(ダミーの傷害値)

頭 部：頭部傷害値 (HPC : Head Performance Criterion)

胸 部：胸部変位

腹 部：腹部荷重

腰 部：恥骨荷重

イ. 計測結果は、ダミー傷害値の計測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、5段階で評価します。さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性、衝突後の燃料漏れの有無及びカーテンエアバッグの展開状況並びに電気自動車等については感電保護性能についても、評価します。

③後面衝突頸部保護性能試験

ア. ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。

(ダミーの傷害値)

頸 部：頸部傷害値 (NIC : Neck Injury Criterion)、頸部荷重・モーメント (引張荷重、せん断荷重 (頭後方向)、モーメント (伸張及び屈曲))

イ. 計測結果は、運転者席及び助手席毎に、ダミー傷害値の計測値に基づき「頸部傷害値」及び「頸部荷重・モーメント」毎について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、5段階で評価します。

④乗員保護性能評価 (平成23年度より開始)

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験及び後面衝突頸部保護性能試験における点数を換算し、100点満点で評価します。

(3)歩行者保護性能試験

①歩行者頭部保護性能試験

ア. 大人頭部インパクト及び子供頭部インパクトによりボンネット等の各衝撃点における頭部傷害値 (HIC) を計測します。

イ. 各衝撃点の頭部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に5段階に分けて色分けをし

ます。

ウ. 歩行者頭部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、5段階で評価します。

②歩行者脚部保護性能試験（平成23年度より開始）

ア. 下部脚部インパクトによりフロントバンパー等の各衝撃点における脚部傷害値（脛骨の曲げモーメント、内側側副靭帯の伸び量、前十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量）を計測します。

イ. 各衝撃点の脚部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に4段階に分けて色分けします。

ウ. 歩行者脚部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、4段階で評価します。

③歩行者保護性能評価（平成23年度より開始）

歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験における点数を換算し、100点満点で評価します。

(4)シートベルトリマインダーの装備状況の評価（レベル別評価を23年度より開始）

運転者以外の座席を対象とした、適切な機能を持ったシートベルトリマインダーの装備状況や作動要件を評価し、5段階で評価をします。

(5)衝突安全性能総合評価（平成23年度より開始）

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験の評価の結果及びシートベルトリマインダーの評価の結果を換算し、5段階で評価します。

(6)後席シートベルトの使用性評価

次の評価項目毎に後席（中央席を除く。）のシートベルトの使用性を3段階で評価します。

[シートベルトへのアクセス性]

後部座席はシートアレンジ（前後の位置変更等）を行うことができる座席が多いため、シートアレンジ毎のシートベルトのウェビングまでの距離を計測し、アクセス性を評価。

[バックルへのタングの挿入性]

シートベルトのタングをバックルに容易に装着することができるか否かを評価。

[バックルの識別性]

タング挿入部の向き・配置等により外側座席用と中央座席用（中央座席がない場合にあつては、隣接する座席用）が容易に区別できるか否かを評価。

[シートベルト装着時の快適性]

後部座席はシートアレンジを行うことができる座席が多いため、シートアレンジ毎に乗

員がシートベルトを着用した時のシートベルトによる窮屈性を評価。

後部中央席は、シートベルトの装備状況を確認して、3点式シートベルトが備えられているか否か、使用性に問題がないかを確認します。

Ⅱ. 自動車の安全装置の装備状況について

現在市販されている乗用車などについて車種毎に先進安全自動車（A S V）技術等の安全装置の装備状況を公表します。

Ⅲ. チャイルドシートの安全性能試験について

1. 対象機種について

対象となる機種の選定は、次の原則に沿って行います。

- (1) 国が定める安全基準及びそれと同等の基準（欧米の基準）に適合した乳児用及び幼児用の製品を対象とします。
- (2) 平成23年10月末時点に販売されている製品の中から選定を行います。
- (3) 直近1年間の販売実績が上位の機種から選定します。
- (4) チャイルドシート製作者等から申し出があった製品や検討の結果、特に必要と認められた機種を選定します。

2. 評価試験について

評価試験は、前面衝突試験、使用性評価試験を予定しています。

(1) 前面衝突試験（平成13年度より実施）

チャイルドシートを搭載した自動車用シートを台車に乗せ、その台車を瞬間的に時速55kmとなるように打ち出し、自動車の前面衝突時と同様の衝撃を発生させ、ダミーに発生する傷害等の程度を評価します。



なお、試験における速度変化は、国の安全基準（道路運送車両の保安基準）における試験の1割増しの時速55kmで実施します。

また、試験に用いる自動車用シートについては、国の安全基準における試験で使用しているチャイルドシート試験専用のシートを使用します。

(2) 使用性評価試験（平成13年度より実施）

ユーザーが、自動車の座席へ確実な取り付けをしやすいように製品が配慮されているかなどについて、使用実態を反映した評価項目毎に複数名のチャイルドシート専門家による判定を行い評価します。

3. 評価の公表方法について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホームページ等を用い広く公表します。

(1) 前面衝突試験

① 次の評価項目について、乳児用及び幼児用別に計測及び観察によって評価します。

<乳児用（ベッド型）>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部のベッドからのはみ出し、ベッド底面の傾き、頭部移動量、胸部合成加速度、その他の事象（バックルの解離、チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出）

<幼児用（後ろ向き）>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、背もたれの角度、頭部先端部の移動位置、胸部合成加速度、その他の事象（バックルの解離、チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出）

<幼児用（前向き）>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、その他の事象（バックルの解離、チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出、拘束状態における加害性（腹部圧迫については、面圧計を使用して定量的に測定・評価）、ダミーのシートからの脱落）

② ①に列挙した評価項目に関して、全ての評価項目のうち1つでも×があれば「推奨せず」、×が1つもない場合であって、評価項目で◎が4つの場合は「優」、◎が3つで○が1つの場合は「良」（×がひとつでもある場合は除く。）とし、「優」、「良」および「推奨せず」に該当しない場合は「普通」と評価します。

(2) 使用性評価試験

次の評価項目毎にチャイルドシートを点検し実際に取り付ける等して5段階で評価します。

[取扱説明書等]

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体表示]

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体機構]

リクライニング、回転機構は確実にロックするか、レバースイッチの位置が分かりやすいかなど。

[取付性]

車の座席へ取り付けの際に間違いにくいかなど、一人で容易に確実な締め付けができるかなど。

[装着性]

ハーネスの長さ調節が容易か、子供の着座に要する時間が適切か、バックルは子供が解

除しにくいかなど。

IV. 実施機関について

自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントの評価を行うための試験に係る事務等については、独立行政法人自動車事故対策機構が行います。

平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領(案)

(この告示の趣旨)

第一条 この告示は、平成二十四年度における自動車及び年少者用補助乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。

一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「乳児用ベッド」という。)

ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置(以下「幼児用シート」という。)

平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領

(この告示の趣旨)

第一条 この告示は、平成二十三年度における自動車及び年少者用補助乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。

一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「乳児用ベッド」という。)

ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置(以下「幼児用シート」という。)

- 三 「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。
- 四 「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。
- 五 「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。
- 六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。
- 七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性試験及びオフセット前面衝突安全性試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
- 八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。
- 九 「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。
- 十 「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。
- 十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。
- 十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。
- 十三 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。
- 十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
- 十五 「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

- 三 「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。
- 四 「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。
- 五 「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。
- 六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。
- 七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性試験及びオフセット前面衝突安全性試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
- 八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。
- 九 「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。
- 十 「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。
- 十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。
- 十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。
- 十三 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。
- 十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
- 十五 「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

十六 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあつては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿ってCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。

二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。

二十六 「頭部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。

二十七 「下部脚部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。

二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクトの脛骨に

十六 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあつては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿ってCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。

二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。

二十六 「頭部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。

二十七 「下部脚部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。

二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクトの脛骨に

発生する曲げモーメントをいう。

二十九 「内側側副靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の内側側副靱帯の伸び量をいう。

三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の前十字靱帯の伸び量をいう。

三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の後十字靱帯の伸び量をいう。

三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であつて、自動車の側面に隣接する座席をいう。

三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの座席であつて、外側後席以外の座席をいう。

三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。

三十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

（試験自動車等の選定に関する事項）

第三条 国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、平成二十四年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か

発生する曲げモーメントをいう。

二十九 「内側側副靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の内側側副靱帯の伸び量をいう。

三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の前十字靱帯の伸び量をいう。

三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の後十字靱帯の伸び量をいう。

三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であつて、自動車の側面に隣接する座席をいう。

三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの座席であつて、外側後席以外の座席をいう。

三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。

三十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

（試験自動車等の選定に関する事項）

第三条 国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、平成二十三年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か

ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することができる。

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月末時点で市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができる。

(自動車の評価)

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 制動性能	乾燥した路面及び湿潤な路面において、試験自動車を制動初速度百キロメートル毎時から急制動する試験	乾燥した路面及び湿潤な路面における試験自動車の停止距離並びに幅三・五メートルの車線からはみ出しの有無	二 フルラップ前面衝突 突安全性能	運転者席及び助手席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を五十五キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験	三 オフセット前面衝突 突安全性能(運転者)	運転者席及び助手席の直後に位置する外側	H I C、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部合成加速度、胸部変位、大腿部荷重、脛骨指数、かじ取りハンドル変位及びブレーキペダル変位に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性
--------	---	--	----------------------	---	---------------------------	---------------------	--

ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することができる。

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十三年九月末時点で市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができる。

(自動車の評価)

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 制動性能	乾燥した路面及び湿潤な路面において、試験自動車を制動初速度百キロメートル毎時から急制動する試験	乾燥した路面及び湿潤な路面における試験自動車の停止距離並びに幅三・五メートルの車線からはみ出しの有無	二 フルラップ前面衝突 突安全性能	運転者席及び助手席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を五十五キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験	三 オフセット前面衝突 突安全性能(運転者)	運転者席及び助手席の直後に位置する外側	H I C、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部合成加速度、胸部変位、大腿部荷重、脛骨指数、かじ取りハンドル変位及びブレーキペダル変位に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性
--------	---	--	----------------------	---	---------------------------	---------------------	--

<p>五 側面衝突安全性能</p>	<p>四 オフセット前面衝突安全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）</p>	<p>席に限る。）</p>
<p>運転者席又は助手席にダミーを搭載した試験</p>	<p>運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前部の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験</p>	<p>後席にダミーを搭載した試験自動車の前部の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験</p>
<p>HPC、胸部変位、腹部荷重、恥骨荷重及び</p>	<p>HIC、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、シートベルトによる骨盤の拘束状態及び大腿部荷重に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>	<p>、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>
<p>五 側面衝突安全性能</p>	<p>四 オフセット前面衝突安全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）</p>	<p>席に限る。）</p>
<p>運転者席又は助手席にダミーを搭載した試験</p>	<p>運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前部の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験</p>	<p>後席にダミーを搭載した試験自動車の前部の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験</p>
<p>HPC、胸部変位、腹部荷重、恥骨荷重及び</p>	<p>HIC、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、シートベルトによる骨盤の拘束状態及び大腿部荷重に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>	<p>、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>

七 乗員保護性能	六 後面衝突頸部保護 性能	
第二号から第六号まで	<p>台車に試験自動車の運転者席の座席又は助手席の座席を固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該台車の速度を二十・零キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を台車に発生させる試験</p>	<p>自動車の当該ダミーを搭載した座席側の側面に五十五キロメートル毎時でバリヤフェイス付台車を垂直に正面衝突させる試験</p>
フルラップ前面衝突安	<p>N I C、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重及び頸部のモーメントに基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標</p>	<p>サイドカーテンエアバッグの保護性を示す二段階の指標（衝突時にサイドカーテンエアバッグによって乗員頭部を保護したか否かをいう。）に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>
七 乗員保護性能	六 後面衝突頸部保護 性能	
第二号から第六号まで	<p>台車に試験自動車の運転者席の座席又は助手席の座席を固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該台車の速度を十七・六キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を台車に発生させる試験</p>	<p>自動車の当該ダミーを搭載した座席側の側面に五十五キロメートル毎時でバリヤフェイス付台車を垂直に正面衝突させる試験</p>
フルラップ前面衝突安	<p>N I C、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重及び頸部のモーメントに基づき乗員の傷害の程度を示す四段階の指標</p>	<p>サイドカーテンエアバッグの保護性を示す二段階の指標（衝突時にサイドカーテンエアバッグによって乗員頭部を保護したか否かをいう。）に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能</p>

<p>十 歩行者保護性能</p>	<p>九 歩行者脚部保護性能</p>	<p>八 歩行者頭部保護性能</p>	
<p>前二号の試験</p>	<p>試験自動車の車両前面の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で下部脚部インパクトを衝突させる試験</p>	<p>試験自動車の車両前部上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、三十五キロメートル毎時で頭部インパクトを衝突させる試験</p>	<p>の試験</p>
<p>歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護</p>	<p>細分化した区域ごとの脛骨曲げモーメント、内側側副靭帯の伸び量、前十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す四段階の指標</p>	<p>細分化した区域ごとのHICに基づき歩行者頭部の傷害の程度を示す五段階の指標</p>	<p>全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び後面衝突頸部保護性能試験における測定結果に基づき算出された乗員の被害の軽減を示す零点以上百点以下点数</p>
<p>十 歩行者保護性能</p>	<p>九 歩行者脚部保護性能</p>	<p>八 歩行者頭部保護性能</p>	
<p>前二号の試験</p>	<p>試験自動車の車両前面の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で下部脚部インパクトを衝突させる試験</p>	<p>試験自動車の車両前部上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、三十五キロメートル毎時で頭部インパクトを衝突させる試験</p>	<p>の試験</p>
<p>歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護</p>	<p>細分化した区域ごとの脛骨曲げモーメント、内側側副靭帯の伸び量、前十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す四段階の指標</p>	<p>細分化した区域ごとのHICに基づき歩行者頭部の傷害の程度を示す五段階の指標</p>	<p>全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び後面衝突頸部保護性能試験における測定結果に基づき算出された乗員の被害の軽減を示す零点以上百点以下点数</p>

<p>十一 座席ベルト非着用時警報装置性能</p>	<p>十二 衝突安全性能</p>	
<p>運転者席以外の座席に座席ベルトを装着していない乗員が乗車した試験自動車を走行する試験及び運転者席以外の座席に座席ベルトを装着した乗員が乗車した試験自動車が行中座席ベルトを装着されていない状態にする試験</p>	<p>第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の試験</p>	
<p>座席ベルト非着用時警報装置作動時の警報について、運転者及び運転者以外の乗員の視認性、警告音の有無並びに当該装置の作動状況に基づき座席ベルトの着用率の向上の程度を示す五段階の指標</p>	<p>フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセツト前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験及び座席ベルト非着用時警報装置性能試験における測定結果に基づき総合的な衝突安全性能</p>	<p>性能試験における測定結果に基づき算出された歩行者の保護性能を示す零点以上百点以下の点数</p>
<p>十一 座席ベルト非着用時警報装置性能</p>	<p>十二 衝突安全性能</p>	
<p>運転者席以外の座席に座席ベルトを装着していない乗員が乗車した試験自動車を走行する試験及び運転者席以外の座席に座席ベルトを装着した乗員が乗車した試験自動車が行中座席ベルトを装着されていない状態にする試験</p>	<p>第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の試験</p>	
<p>座席ベルト非着用時警報装置作動時の警報について、運転者及び運転者以外の乗員の視認性、警告音の有無並びに当該装置の作動状況に基づき座席ベルトの着用率の向上の程度を示す五段階の指標</p>	<p>フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセツト前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験及び座席ベルト非着用時警報装置性能試験における測定結果に基づき総合的な衝突安全性能</p>	<p>性能試験における測定結果に基づき算出された歩行者の保護性能を示す零点以上百点以下の点数</p>

<p>十四 後席座席ベルト 使用性（中央後席に 限る。）</p>	<p>十三 後席座席ベルト 使用性（外側後席に 限る。）</p>	<p>イ 試験自動車の外側 後席の座席にダミー を定置した後、ダミ ーの肩の位置から座 席ベルトの最短距離 を測定する試験</p>	<p>ロ 試験自動車の外側 後席の座席にダミー を定置した後、座席 ベルトを装着し、座 席ベルトの締め付け 力を測定する試験</p>	<p>ハ 座席ベルトのバッ クルを目視により他 のベルトのバックル と区別する試験</p>	<p>ニ 座席ベルトのバッ クルの結合及び解離 を反復する試験</p>	<p>座席ベルトの種類を確 認する試験及び座席ベ ルトの装着の容易性を 評価する試験</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>	<p>を示す五段階の指標</p>
						<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>

<p>十四 後席座席ベルト 使用性（中央後席に 限る。）</p>	<p>十三 後席座席ベルト 使用性（外側後席に 限る。）</p>	<p>イ 試験自動車の外側 後席の座席にダミー を定置した後、ダミ ーの肩の位置から座 席ベルトの最短距離 を測定する試験</p>	<p>ロ 試験自動車の外側 後席の座席にダミー を定置した後、座席 ベルトを装着し、座 席ベルトの締め付け 力を測定する試験</p>	<p>ハ 座席ベルトのバッ クルを目視により他 のベルトのバックル と区別する試験</p>	<p>ニ 座席ベルトのバッ クルの結合及び解離 を反復する試験</p>	<p>座席ベルトの種類を確 認する試験及び座席ベ ルトの装着の容易性を 評価する試験</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>	<p>を示す五段階の指標</p>
						<p>座席ベルトの種類を確 認する試験及び座席ベ ルトの装着の容易性を 評価する試験</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>	<p>座席ベルトの種類及び 座席ベルトの装着の容 易性を示す二段階の指 標</p>

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。
 (年少者用補助乗車装置の評価)
 第五条 年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

二 前面衝突安全性能	一 前面衝突安全性能 (乳児用ベッドに限る。)
後ろ向き動的試験 試	横向き動的試験 試験 用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験
取付部及びダミーの強	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性(衝突時に年少者用補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。)並びにバックルの解離性(衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。)に基づいた四段階の指標

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。
 (年少者用補助乗車装置の評価)
 第五条 年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

二 前面衝突安全性能	一 前面衝突安全性能 (乳児用ベッドに限る。)
後ろ向き動的試験 試	横向き動的試験 試験 用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験
取付部及びダミーの強	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性(衝突時に年少者用補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。)並びにバックルの解離性(衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。)に基づいた四段階の指標

<p>(幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。)</p>	<p>試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験</p>	<p>度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートへの放出性並びにバックルの解離性に基いた四段階の指標</p>
<p>三 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。)</p>	<p>試験 前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験</p>	<p>取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性(衝突時に年少者用補助乗車装置によって腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。)並びにダミーの座席脱索性(</p>
<p>(幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。)</p>	<p>試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験</p>	<p>強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基いた四段階の指標</p>
<p>三 前面衝突安全性能 (幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。)</p>	<p>試験 前向き動的試験 試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験</p>	<p>取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性(衝突時に年少者用補助乗車装置によって腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否か</p>

<p>四 使用性</p>	
<p>年少者用補助乗車装置の取扱いやすさ、装着性、操作性、取扱いの説明のわかりやすさ等使用者の自動車の座席への確実な取付けのしやすさを評価する試験</p>	
<p>年少者用補助乗車装置の評価に熟知した複数の専門家による、試験対象の年少者用補助乗車装置の取扱説明書、本体表示、本体機構の安全性、取付性及び装着性についての五段階の指標</p>	<p>衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。) に基づいた四段階の指標</p>

(公表項目)

第六条 国土交通大臣は、第四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価された年少者用補助乗車装置ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置の装備状況等を公表するものとする。

(公表方法)

第七条 国土交通大臣は、前条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。

(実施機関)

第八条 独立行政法人自動車事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務及び第七条に規定された公表に係る事務

<p>四 使用性</p>	
<p>年少者用補助乗車装置の取扱いやすさ、装着性、操作性、取扱いの説明のわかりやすさ等使用者の自動車の座席への確実な取付けのしやすさを評価する試験</p>	
<p>年少者用補助乗車装置の評価に熟知した複数の専門家による、試験対象の年少者用補助乗車装置の取扱説明書、本体表示、本体機構の安全性、取付性及び装着性についての五段階の指標</p>	<p>をいう。)並びにダミーの座席脱落的性(衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。)に基づいた四段階の指標</p>

(公表項目)

第六条 国土交通大臣は、第四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価された年少者用補助乗車装置ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置の装備状況等を公表するものとする。

(公表方法)

第七条 国土交通大臣は、前条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。

(実施機関)

第八条 独立行政法人自動車事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務及び第七条に規定された公表に係る事務

を行うものとする。

（その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要と認める事項）

第九条 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を聞くものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

を行うものとする。

（その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要と認める事項）

第九条 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を聞くものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。